

有期雇用の 雇止め急増



4月からの「無期雇用転換ルール」具体化 直前に

有期雇用で働く人が、無期雇用への転換を求められることができる「無期転換ルール」が4月から本格的に始まることを前に、雇用先から契約を打ち切られる「雇い止め」が多発しています。「無期転換ルール」は、

有期雇用の濫用を規制するための法律です。この無期雇用転換をさせないために駆け込みの雇い止めを行うなどの法律に反する行為を許してはなりません。

・何年も働いて来たのに、突然、雇い止めを言い渡された。・「次回更新しない」と書かれた契約書の提出を求められたら？
・自分は無期転換になれるのだろうか？・どうやって転換するの？
・無期雇用になったら、今までと変わることは？・正社員とどう違うの？
・6カ月たったらまた雇い直すからと言われた。どうしたらいいか？
など、こんな時は、ぜひ、私たちにご相談ください。経験豊かな相談員があなたの疑問にお答えし、一緒に解決します。まずは、お電話をください。

「仕事・職場など、なんでも相談」

労働相談は無料、秘密厳守です。安心してご相談ください

電話・FAXでも、メールでもかまいません。予約はいりません。もちろん無料です。相談を受けたこと、相談内容等の秘密は厳守します。

☎/Fax 042-571-1166 携帯 090-2247-1166

メール cu3tama@abeam.ocn.ne.jp



(発行) コミュニティユニオン東京三多摩協議会

